

## 1. 新型インフルエンザ等緊急事態の宣言・解除の要件(政令を規定するための基本的考え方)

### 新型インフルエンザ等対策有識者会議(第2回)における主なご意見

#### <緊急事態宣言の要件について>

- 新型インフルエンザ等感染症だけではなく、新感染症についても考慮していることをわかりやすく記載してはどうか。
- 発生初期においては少ない、あるいは不正確な情報をもとに判断しなくてはいけないということが配慮されるような記載をした方が誤解がないのではないか。
- 地域感染が起きるかどうかが基本になる。1人の人があちらこちら行ったからといって、それが大きな地域感染になるとは必ずしも限らない。

#### <緊急事態宣言の区域について>

- 人の流れだとか感染の広がりだとか様々なファクターがあるので、県を基本としつつ状況に応じて県の中である程度判断できるという柔軟性を持たせた方がいいのではないか。
- 地域の設定を必ずしも最小を都道府県としてしまわずに、その中でも都道府県知事が政府の対策本部と協議の上、地区を設定することを可とするというようなオプションを付ける方がいいのではないか。
- 2009年2月の新型インフルエンザ対策ガイドラインでは疫学的なリンクが追えなくなるということを1つの基準にしていたが、これは1例出てもこの地域として設定するのか、地域内感染が起きたということを条件にするのか。疫学的な状況をきちんと整理をしておかないとどういう条件でこの地域を設定するのかということがわからない。

## 「新型インフルエンザ等緊急事態」までの一般的な判断プロセス例

### 第一段階 海外で新型インフルエンザ等が発生(病原性が不明な段階)

- 感染症法に基づく厚生労働大臣の公表
  - ⇒ 感染症法に基づく入院措置、検疫法に基づく検疫、隔離などの措置を実施
- 発生した感染症が、季節性インフルエンザにかかった場合の病状の程度と比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、特措法に基づく「政府対策本部」立ち上げ
  - ⇒ 特措法に基づく、新型インフルエンザ等緊急事態宣言前に実施可能な措置を実施
- ・ 厚生労働省(国立感染症研究所を含む)は、WHO、研究者ネットワーク等を通じ、海外及び国内の発生状況、最新の知見を情報収集

## 第二段階 国内に侵入

- 厚生労働省(国立感染症研究所を含む)は、発生初期において限られた情報しかない中であっても、収集した情報を分析し、専門家等の意見も聴きつつ、政府対策本部長に関係情報を報告。

### 政令事項

(政令要件案Ⅰ) 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当

以下のいずれかの要件に該当した場合

- ① 海外や国内で発生した感染症が新型インフルエンザ等感染症である場合は、その新型インフルエンザ等感染症の亜型がH5N1であった場合
- ② 海外や国内で発生した感染症が新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等感染症または新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る))である場合は、その新型インフルエンザ等の臨床例の集積により、通常のインフルエンザとは異なり、重症症例(多臓器不全、脳症など)が多くみられる場合

(法律要件) 国内で発生(新型インフルエンザ等に感染した者についての報告を受ける)

(政令要件案Ⅱ) 全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当

国内で新型インフルエンザ等に感染した者についての報告を受け、その者が誰から感染したかわからない場合、または、その者が不特定の者に感染させたおそれがある場合など感染がさらに広がるおそれがある場合

※ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の運用の疫学的側面については、今後、基本的対処方針等諮問委員会を中心に検討。

- 政府対策本部長から、基本的対処方針等諮問委員会に対し、「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するかどうかについて諮問(公示案として諮問)
- 基本的対処方針等諮問委員会による「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するとの公衆衛生学的判断を受け、政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を決定(期間、区域を含め公示)。

⇒ 都道府県知事が具体的な措置を実施

## 2. 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域

- 政府対策本部長が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招いてしまうおそれが生じるような事態であることを、国民に分かりやすく周知するためのツール。
- 個別の緊急事態措置を行うための第一のトリガー。

※ 新型インフルエンザ等緊急事態措置は、都道府県知事が、緊急事態宣言の対象期間・区域（発生時に、新型インフルエンザ等の流行状況や社会的混乱状況の広がり等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定）において、それぞれ個別の根拠条文に従い、地域の実情に応じて運用を判断。

➡ 対策が手遅れとならないようにするとの危機管理の観点から、対象区域については、国が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、原則、都道府県単位で設定することとしてはどうか。

（考え方）

行動計画・ガイドライン事項

・ 実際に発生した新型インフルエンザ等がどれくらいのスピードで感染拡大していくかは、宣言時にはわからないこと。特に新感染症は、未確定の知見も多いとみられる。



- ・ このため、区域については以下の基本的考え方でどうか。
  - イ) 原則、広域的な行政単位である都道府県の区域を最小単位とし、区域を設定するのではないかな。
  - ロ) 原則、イの単位をもとに、発生区域の存する都道府県及びその隣接県を指定するのではないかな。
  - ハ) 感染拡大の社会的条件なども考慮に入れ、柔軟な区域設定もあり得るのではないかな。
  - ニ) 全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、そのときの人の社会的流動性や流行状況等も勘案しつつ、早い段階で日本全域を指定する場合も考えられるのではないかな。

### 3. その他

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言の解除」、「新型インフルエンザ等緊急事態の期間、概要」については、以下の通りでよいか。

#### 1 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の解除

(第2回新型インフルエンザ等対策有識者会議資料と同様)

##### 行動計画・ガイドライン事項

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨を公示。



具体的には、

- ① 罹患者の数、ワクチン接種者の数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ② 罹患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ③ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規罹患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

などについて、国内外の流行状況、国民生活、国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定することとなるのではないか。

## 2 「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間」について

(第2回新型インフルエンザ等対策有識者会議資料と同様)

新型インフルエンザ等緊急事態の期間は、2年を超えない期間。ただし、1回限り、1年延長可能。  
実際に設定する期間については、発生時に、新型インフルエンザ等の病原性の程度や流行状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定。

(考え方)

行動計画・ガイドライン事項

- ・ 実際に発生した新型インフルエンザ等がどれくらいで季節性になるかは、宣言時にはわからないこと。特に新感染症は知見もなし。(新型インフルエンザが大多数の国民に免疫が獲得されて、季節性インフルエンザになるまでに1~2年程度を要するとみられているため、2年としたところ。)
- 
- ・ このため、最初は2年と定め、緊急事態措置の必要がなくなり次第速やかに解除することとしてはどうか。

## 3 「新型インフルエンザ等緊急事態の概要」について

(第2回新型インフルエンザ等対策有識者会議資料と同様)

- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況(患者が確認された地域、患者数等)、ウイルスの病原性、症状、感染・まん延防止に必要な情報などを公示。

(考え方)

行動計画・ガイドライン事項

- ・ 新型インフルエンザ対策を推進するためには、国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国だけでなく、地方公共団体、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。
- 
- ・ このため、新型インフルエンザ等緊急事態における公示においては、以下の情報を盛り込むとしてはどうか。
    - イ) 新型インフルエンザ等の発生状況(患者数、各々の患者が確認された地域、各々の行動経路)
    - ロ) 病原体の病原性
    - ハ) 症状
    - 二) 感染・まん延防止に必要な情報

# 新型インフルエンザ等対策の初動対応体制

